

手続名
特定疾病認定申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明

- ・概要
高額長期疾病（特定疾病）患者の申請により、特定疾病受領証の交付を受ける手続です。また、受領証を破損、紛失した場合に申請により再交付します。
- ・要件
医師から下記の疾病名の診断を受けた方
 1. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害又は先天性血液凝固第9因子障害
 2. 人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全
 3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険被保険者証
- ・国民健康保険特定疾病認定申請書（病院等で医師の意見欄を記入してもらってください。）
※国民健康保険加入以前の保険で認定を受けられている方は認定証（コピーでも可）があれば医師の記入欄は不要です。
※再交付の場合、医師の意見欄の記入は不要です。

手続詳細URL	
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku_kyufu/2011-0513-1355-16.html	
出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり